

第1回 知的財産権とは何ぞや？

財産と呼ばれるものには、土地や家屋、宝石、クルマなど「有形」のものと、文学作品や絵画、音楽、各種の発明、商標、のれん...などのように「無形」のものがあります。

知的財産権は、人の知的創造活動によって生じた「無形の財産」です。

知的財産権は発明や考案、意匠、商標などについての「産業財産権」と、芸術作品、コンピュータソフトなどについての「著作権」の二つに大別することができます。

特許権は、新しい技術で、社会の発展に貢献すると思われる発明に、出願日から20年の独占的な権利を与えるものです。

実用新案権は、物品の形状、構造または組合せに関する考案を保護するもので、小発明と言えます。権利期間は出願日から10年間です。

意匠権は、工業製品に利用が可能な外観上の特徴ある形・色・模様などの創作に与えられ、権利期間は登録から20年間です。

商標は、商品の名称、サービスマーク等のことで、商品や企業の信用に関わる重要なものです。特許庁で審査・登録されたものが登録商標です。権利期間は10年間で、申請により更新することができます。

著作権は、小説や論文、絵画や音楽など人間の思想、感情を創作的に表現したものを保護するものです。ほとんどの国が、著作権保護の国際条約に加盟しているため、インターネット上の著作物の権利保護でも重要な役割を果たしています。ソフトウェアの保護でも、著作権は大いに効力を発揮しています。

著作権の原則的保護期間は、国際条約では著作者の死後50年とされています。しかし、米国ではディズニー社の有名なキャラクターの期限切れの問題もあり、現在70～95年に延長されています。

知的財産権の範囲

	種 別	保護内容	権利期間
知的 財 産 権	産 業 財 産 権	特許権	発明 出願から20年
		実用新案権	考案（小発明） 出願から10年
		意匠権	工業デザインの創作 登録から20年
		商標権	商品・役務 （業務上の信用） 登録から10年 （更新可能）
	不正競争の防止	営業秘密 著名な商品などの表示	
著 作 権	著作権	著作物 プログラム データベース	著作者の死亡から 50年（例外あり）

次回（第2回）は「知的財産権が重視されるのはなぜか？」についてお話しをします。